平成２７年１１月　２日

国土交通省　東北運輸局
自動車交通部旅客第一課　　御中

石巻エコＥＶカーシェアリング検討委員会
（事務局：宮城県石巻市大瓜鷲の巣 45-1 仮設大瓜団地集会所
(一社)日本カーシェアリング協会内）

添付②に示すカーシェアリングモデルの
適法性確保に係る留意事項並びに行政指導内容のご確認

前略

先日は当委員会において検討を進めております住民らが自ら率先して互助しあう共同使用型のカーシェアリングモデルの構築に係る相談に関しまして、ご質問並びにご指導を賜り、心より御礼を申し上げます。

つきましては、平成２７年１０月１３日付東北運輸局自動車交通部旅客第一課における面談に係る行政指導の内容について重ねてのご確認をいたしたく、改めて書面にてご連絡を申し上げます。本モデルの適法な運用に際しまして必要となる追加の指導内容などございましたら、年明け頃より石巻市内の一部の復興公営住宅にて本モデルの試験運用を予定しております関係上、誠に勝手では御座いますが平成２７年１１月２４日までに当委員会事務局宛て書面にてご連絡頂けましたら幸甚です。

ご多用中大変恐縮ではございますが、ご査収のほど宜しくお願い申し上げます。

草々

記

本書に添付の面談時資料（添付②）を基に質疑応答並びに指導が行われ、本委員会より下記のとおり回答の上、検討中のモデルへの反映を行なうことを確認しました。

番号	東北運輸局からの質問又は指導内容	当委員会の回答及びモデルへの反映事項
1	共同使用の際の車両登録上の使用者名は何れを想定しているか。	住民による互助組織(住民団体等)の名称での登録を予定している。
2	権利義務関係、共同使用者の範囲について明確化し、適正な運用を行なうこと。	リース契約書、共同使用約款、共同使用者名簿、連絡網を整備し、共同使用者全員に対して本モデルの十分な周知を図る。

3	リース契約における借受人(住民団体等)の自動車の使用形態について説明にすること。特に、自動車の運行及び管理を行う者と自動車の運行を単に利用する者とが分化し、運行及び管理を行う者に関する権限や責任が固定化される場合は事業性があるとみなされる。	車両は住民（共同使用者）が共同で管理並びに使用することを前提としており、「自動車の運行及び管理を行う者と自動車の運行を単に利用する者とが分化し、運行及び管理を行う者に関する権限や責任が固定化される」形態とはならず、鍵の管理等を行なう者についても自治会の役員といった共同使用者間に持ち回りで割り振られる役割の範囲に留まる。
4	駐車場の使用権限について。	石巻市の協力の下、使用者団体名で使用権限を確保できる。
5	石巻市からの支援の具体的な内容について説明すること。特に、石巻市からの支援が運送の対価に該当するような場合、運送事業に該当するおそれがある。	石巻市からの支援は、駐車場所の確保や市の窓口との連携、住民への活動周知といった金銭面以外のものが中心であり、今後金銭面での助成が検討される場合でも運送の対価に該当しないことが明確な部分にのみ充当される。
6	石巻市においても、地域公共交通会議等での協議を経た地域の公共交通として運送事業の許可を受けた乗合バスやデマンドバス等が運行されていると思うが、今回のカーシェア車両の使用形態がこれら地域公共交通に影響が出ないように考慮する必要がある。	ご指摘の内容について十分に留意し、本モデルの運用を行なう。

以上

添付書類

添付①　・・・　石巻エコＥＶカーシェアリング検討委員会設置要綱
添付②　・・・　平成２７年１０月１３日東北運輸局自動車交通部旅客第一課における面談時に使用した資料

以上

添付①

石巻エコＥＶカーシェアリング検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　復興公営住宅にて自然エネルギーで充電する電気自動車（以下「ＥＶ」という）を活用したカーシェアリングシステム（以下「エコＥＶカーシェアシステム」という）を導入し、住民らが自ら率先して互助しあう独自の運用システムを確立することで、地域の交通弱者対策、コミュニティ活性化、防災意識向上を実現することを目指す『石巻エコＥＶカーシェアリング』においてその効果的かつ効率的な運営方法を検討することを目的とし、石巻エコＥＶカーシェアリング検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討委員会は、次に掲げる事項について所掌し、検討及び調整を行うものとする。

（１）　エコＥＶカーシェアシステムの設置に関する事項

（２）　エコＥＶカーシェアシステムの運営に関する事項

（３）　エコＥＶカーシェアシステムの評価に関する事項

（４）　前各号に掲げるもののほか、エコＥＶカーシェアシステムの運用に関して検討及び調整が必要な事項

（構成）

第３条　検討委員会は、議長及び委員をもって構成する。

２　委員は、議長により任命された本事業の関係者とする。別表の通り。

（議長）

第４条　議長は、検討委員会の会議（以下「検討会議」）を代表し、検討会議の事務を総括する。

２　議長は、年度の最初に行われる検討会議の際に選出され、出席委員の同意の元、任命される。

３　議長の任期は１年とする。

（会議）

第５条　検討会議は、予め事前の会議で承認を受けたスケジュールに応じて行う。但し、議長は必要に応じて召集する事ができる。

２　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、意見を聞くことができる。
３　議長は、審議事項について急を要し検討会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議による決定を正式な決議とすることができる。

（幹事会）
第６条　本会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
２　幹事会は、議長及び幹事をもって構成する。
３　幹事会の会議（以下「幹事会議」）は、議長が必要に応じて招集する。
４　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を幹事会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（ワーキンググループ）
第７条　第２条に掲げる事項を専門的に調査及び検討させるため、議長は、検討委員会にワーキンググループを置くことができる。
２　ワーキンググループは、グループリーダー及びグループ員をもって構成する。
３　グループリーダーは、グループ員の互選により選出するものとする。
４　ワーキンググループの会議は、グループリーダーが必要に応じて招集する。
５　グループリーダーは、必要があると認めるときは、ワーキンググループの会議に部員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
６　グループリーダーは、調査及び検討した結果について、運営会議及び幹事会に報告しなければならない。

（庶務）
第８条　検討会議、幹事会及びワーキンググループに関する庶務は、検討委員会事務局において処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第３条関係）

室長	石巻市復興政策部 ICT 総合推進室
課長	石巻市復興政策部地域協働課
課長	石巻市福祉部生活再建支援課
課長	石巻市建設部住宅管理課
課長	石巻市復興事業部復興住宅課
課長	石巻市環境部環境課
課長	石巻市復興事業部基盤整備課
室長	石巻市健康部包括ケア推進室
課長	石巻市福祉部福祉総務課
山本 憲一	石巻専修大学 理工学部 機械工学科自動車工学コース 教授
竹中 徹	石巻専修大学 経営学部 経営学科 准教授
鈴木 高宏	東北大学 未来科学技術共同研究センター 教授
増田 敬	石巻仮設住宅自治連合推進会会長
高木 俊寛	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社中部本部 副本部長 災害対応型次世代エネルギー推進グループ
奥間 保胤	株式会社ＣＤＳ経営戦略研究所 パートナー
吉澤 武彦	一般社団法人日本カーシェアリング協会 代表理事

※石巻市各セクションの代表者（課長・室長）は代理の者を委員に任命する事ができる。

添付②

平成２７年１０月１３日東北運輸局自動車交通部

旅客第一課における面談時に使用した資料

＜運用モデルの改定に係るポイント＞

1. 権利義務関係の整理及び再編

① より実態に即した運用モデルに（主役は利用者ら）
② 車両の共同使用者間の明確な規程、契約関係を整えることにより、管理責任や権利義務の所在を明確にする

2. 外出支援ボランティアにかかる経費を支出できる仕組を

地縁団体等（互助組織）の内部にボランティア事務局を設置し、今まで個々が負担していた通信費や物品購入費等を地縁団体内の予算で賄えるように予算・運営体制を整える。

石巻市

カーシェアリングコミュニティサポート事業の委託

状況に応じた総合的支援

自家使用の範囲にとどまり、リース料の原資を利用者団体の構成員が按分負担することは問題がない

日本カーシェアリング協会

- カーリース事業の運営
- カーシェアリングコミュニティサポート事業（委託事業）の運営

カーシェアリングを活用したコミュニティ活性事業の組成及び運営の支援

リース料の支払

リース契約

利用者団体・地縁団体等（互助組織）

- 地域の互助活動を促進する為のボランティア事務局を設置する
- 上記ボランティア事務局の運営にあたっては、地縁団体等における口数方式の月会費によって賄われる運営予算から費用を捻出し、必要な備品の整備などボランティアへの負担を減らす為に必要な諸活動を行なう
- コミュニティ活性事業の運営を行なう（催事の開催・住民への声掛け・互助の奨励、構成員の活動の支援等）
- リースを受けた車両の点検・管理及び 団体の活動への使用並びに構成員への利用開放

別途車庫証明については警察にも確認をとる事
※規約の整備に加え、公共料金の領収書など住所証明が取得出来ることが条件

福祉有償運送等、多様な選択肢を排除せず、事業の段階や対象に応じて柔軟な対応を心掛けること

車両登録上の使用者

車両登録上の所有者

リース対象車両（i-MiEV）

地縁団体等で共同で借り受けた車両の使用

車両の利用頻度に応じた負担の按分は妨げない(受益者負担)

有志及び互助による外出支援ボランティア

※地縁団体等の構成員を主として構成する

外出支援事業の実施（介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスDに準ずる）
※一部に無償の運転代行を含む場合有り

（無償又は任意の謝礼により運営）

外出支援サービスの提供

- 共同での買い物
- 通院時の移動支援
- 普段からの声掛け　等

要外出支援者

車での移動を伴う者

車での移動を伴わない者

二者の間に、車両の利用あたりの負担の差異を設けないこと

外出支援が不要の者（自ら運転をする者）

外出支援事業に関与しない者

エコEVカーシェアリング事業［カーシェアリング・外出支援］事業運営モデル案（運輸支局コメント反映版）

赤枠内の赤字は主な運輸支局の指摘事項

＜全体を構成する権利義務関係＞

1. 車両及び付帯設備に係るリース契約
   （JCSA ⇔ 利用者団体又は地縁団体等）

2. 自家用自動車共同借受及び使用に係る約款
   （共同使用者間相互）
   ※地縁団体等（互助組織）の約款に付随する約款として構成

3. 無償の運転代行を含む外出支援サービスに係る利用申込書（同意書）
   （外出支援ボランティア ⇔ 外出支援の利用者）
   ※外出支援サービスの利用毎に署名押印を受けることを想定
   ※万一の事故時の責任負担等についてを規定することを目的とする